

# 令和5年度尾道市集団指導

## 住宅改修について

---

令和6年2月8日(木)

# 理由書の注意点

---

①身体状況、家屋の問題点が明確にされているか

②身体状況と、改修の内容は適切か

③改修により問題点は解決されるのか

④日常生活上、必要なものか

（庭の手入れ、畑仕事、趣味等は支給対象となりません。）

⑤保険制度の趣旨を逸脱していないか（被保険者の資産形成につながるような工事、住宅の新築、新たに居室を設ける場合等は支給対象となりません。）

⑥老朽化や器具の故障が直接の理由である場合は支給対象となりません

# 住宅改修前の写真と完成後の写真の 注意点

---

- ①改修部分の全体が分かるように撮影してください
- ②対象部分がはっきりと映るように撮影してください
- ③スロープや踏み台は、固定していることが確認できるよう撮影してください
- ④段差の解消を行う場合は、段差が何センチあるのかが分かるように、スケール(メジャー)を当てて撮影してください